

仙北市 お知らせ・ナビ

平成19年4月15日号

37

発行:仙北市総務部総務課 TEL(43)1111

～ 知事と語ろう

『秋田の子育て・教育』フォーラム～

「子育て支援と教育の充実を推進する将来ビジョン案」についての意見交換会を開催します。県民総参加で将来を担う子どもたちを支える仕組みについて皆さんで考えてみませんか？

日時:4月24日(火) 10:00～12:00

場所:大仙市仙北ふれあい文化センター

参加費:無料。事前申し込み必要。(託児有り)

申込締切:4月20日(金)

申込・問合せ:秋田県知事公室総務課

TEL018(860)1057 / FAX018(860)1056

お忘れなく！ 労働保険の年度更新手続きは 5月21日(月)までに！！

労働保険(労災保険・雇用保険)の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告のうえ精算することとなっています。

平成19年度の申告・納付期限は5月21日(月)です。

お早めに手続きをお願いします。

平成19年度より石綿健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が始まりますが、労働保険の年度更新と併せて申告・納付します。

電子申請もご利用になれます。

(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>)

詳細は、秋田労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

問合せ:秋田労働局労働保険徴収室

TEL018(883)4267

「都市計画税」が廃止になりました

角館町地区の一部の区域に固定資産税と同時に課税されておりました「都市計画税(税率0.18%)」が平成19年度課税分より廃止されました。

問合せ:仙北市税務課 固定資産税係

TEL(43)1117

市立角館総合病院 小児科の診察について

4月2日から、市立角館総合病院の小児科外来は、次のとおりとなりますのでお知らせします。

月曜日及び水曜日～金曜日 8:30～17:00

火曜日(午後休診) 8:30～12:00

火曜日午後の慢性外来をご利用の患者様で、ご希望があれば、他の医療機関をご紹介しますので、小児科外来にご相談ください。

問合せ:市立角館総合病院 TEL(54)2111

軽自動車税の納税月です

軽自動車税の納期限は、5月1日です。

期限内に忘れずに納めましょう。

納税通知書は4月19日ごろに発送予定です。

身体障害者手帳等を受けている方は、その障害の区分及び程度により減免制度がありますので、納税通知書が届いてから4月24日までに申請してください。

減免申請受付場所

仙北市役所税務課、角館・西木両地域センター、各出張所
申請に必要なもの:減免申請書(減免申請受付場所にあります)、運転免許証の写し、車検証の写し、身体障害者手帳の写し、印鑑、軽自動車税の納税通知書

問合せ:仙北市税務課 市民税係 TEL(43)1117

無料出稼ぎ健康診断受診券の発行

国及び県の出稼ぎ対策の見直しに伴い、無料出稼ぎ健康診断を希望される方に、各地区出稼ぎ受付窓口において無料受診券を発行することにいたしましたので、ご協力をよろしくお願いいたします。

無料受診券を持参しないで受診された場合は、有料となりますのでご注意ください。

受付窓口

角館地区・・・仙北市役所中町庁舎

田沢湖地区・・・田沢湖地域センター、各出張所

西木地区・・・西木地域センター、各出張所

無料出稼ぎ健康診断を受けることができる医療機関

市立角館総合病院

市立田沢湖病院

神代診療所

西明寺診療所

問合せ:仙北市商工課 TEL(43)3351

秋田内陸線 臨時列車 「カタクリ号」「さくら号」

八津・鎌足「かたくり群生の郷」開園に合わせて秋田内陸線では臨時列車「カタクリ号」を運行するとともに、急行もりよし号も八津駅に臨時停車します。



また、角館駅からJR弘前駅まで直通運転の臨時快速「弘前お城とさくら号」「角館武家屋敷とさくら号」も運行します。ぜひ、秋田内陸線をご利用ください。

「カタクリ号」 4月21(土)～30日(月)		
上り	角館駅	八津駅
カタクリ2号 八津行	9:43	9:57
カタクリ4号 上桧木内行	12:40	12:54
下り	八津駅	角館駅
カタクリ1号 八津発	10:08	10:20
カタクリ5号 上桧木内発	13:39	13:52
21日のみ運行		
カタクリ3号 阿仁合発	11:18	11:30

「弘前お城とさくら号」(JR直通)

4月21日(土)～5月5日(土)

角館14:08 西明寺14:16 八津14:26
松葉14:34 上桧木内14:47… 弘前18:07

「角館武家屋敷とさくら号」(JR直通)

4月22日(日)～5月6日(日)

弘前8:09 …上桧木内11:01 松葉11:09
八津11:18 角館11:30

JR線内で大館、碓ヶ関、大鰐温泉に停車します。

「阿仁の河川公園さくら号」 5月6日

角館14:08 西明寺14:16 八津14:26
松葉14:34 上桧木内14:47… 阿仁合15:30

阿仁の河川公園の桜が年々見事な花を咲かせています。
問合せ:秋田内陸縦貫鉄道(株) TEL0186(82)3231

野球審判員を募集します

秋田県野球協会では、平成19年度の2種公認審判員資格審査会を山本郡・由利本荘市・湯沢市雄勝の3会場で行います。

学童野球から生涯野球までみんなで野球に参加しましょう。女性の審判員も大歓迎。お待ちしております。

審査会日時:5月13日(日)
筆記試験 13:00～(3会場とも)
実技試験 14:00～(3会場とも)

受験料:一人3,500円(高校生無料)
受験資格:平成19年4月2日現在、秋田県在住で満17歳以上、上限は60歳とする。
事前講習:受験者を対象に講習会を行います。
9:00～12:00「ルール・実技の勉強」

問合せ:審判部北仙北支部
部長 三木信男 TEL(54)1355
事務局 高村省弘 TEL(54)1076

皆さんの声をお聞かせください 「男女共同参画推進委員会委員」を 募集します

仙北市では、男女共同参画社会の実現を目指すため、仙北市男女共同参画推進委員会を設置し、広く市民の皆様の声を取り入れ、男女共同参画社会を推進していくため委員15人以内のうち2人程度の委員を公募により選任します。

次のとおり男女共同参画推進委員会委員を募集しますので、男女共同参画社会推進に熱意と関心のある方の応募をお待ちしております。

募集人員:2人程度

応募資格

仙北市に住所を有する方
満20歳以上の方(平成19年4月1日現在)
本市男女共同参画社会の推進に協力できる方
平日の昼間に開催する会議や関連事業に参加できる方
ただし、国または地方公共団体の議員・職員は除きます。また、仙北市の他の審議会、協議会等の委員になっている方はご遠慮願います。



募集期間:4月16日(月)～5月7日(月)

応募方法:所定の応募用紙に必要事項を記載のうえ、持参、郵送、FAXのいずれかにより応募してください。記載事項は、氏名、住所、生年月日、職業などのほか、男女共同参画推進に関するご意見等です。(応募書類は返却しません。また、応募者の個人情報を選考のため以外には使用しません。)

応募用紙:応募用紙は、田沢湖庁舎企画政策課、各地域センター総合窓口課に用意しているほか、仙北市のホームページの「申請書ダウンロード」から応募用紙を入手することができます。

選考方法:応募された書類により、審査のうえ決定とします。

任期:2年間

応募先・問合せ:仙北市役所 企画政策課
〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30
TEL(43)1112 / FAX(43)1300

かくのだて歴史案内人組合 新人募集と養成講座のご案内

養成講座 ～講義と実習～

日時:5月12日(土)、13日(日) 9:30～15:00
会場:仙北市総合情報センター 2階会議室
受講料:1,000円(当日徴収)

申込期限:5月8日(火)

募集対象:仙北市在住の65歳以下の方で、案内をする意志のある方。

その他:講座修了後、6回程度実地研修。

受講申込者には、後日詳細を連絡します。

申込・問合せ:角館町小人町6 戸沢嗣郎

TEL(53)3340

さわやか教室参加者募集

このごろ体力が衰えた、歩くことがおっくうになった、外出の機会が減ったなど感じている方はいませんか？

市ではそんな不安を解消するために、仲間と一緒に元気になるための教室を開催します。



内容:月1回開催(軽体操を主とし、その他に作品づくり、調理実習等)
第1回目の教室開催日は5月下旬を予定しています。
参加希望者には、後で詳しい通知を送付します。



対象:65歳以上で会場まで自分で来ることができる人
定員:各地区30名

場所:角館地区(健康管理センター)
田沢湖地区(田沢湖健康増進センター)
西木地区(西木保健センター)

申込期限:4月27日(金)

申込・問合せ:仙北市保健課(健康管理センター)
TEL(55)1112

自転車も乗れば車のなかま入り

5月1日から5月31日まで自転車の安全利用の推進月間です。

道路を通行するとき

- ・車道を走るときは道路の左側を通行しましょう。
- ・「自転車通行可」の標識がある所では、歩道を通行できますが、歩行者の妨げにならないようゆっくりと。
- ・自転車から降りて押して歩くときは、右側を通行しましょう。
- ・路側帯を通行するときは、歩行者に迷惑をかけるないように。
- ・見通しの悪い場所や、一時停止の標識のある場所では、必ず一旦止まり、左右の安全を確認しましょう。



酒気帯び運転の禁止

- ・酒を飲んだときは乗ってはいけません。酒酔い運転は自転車も処罰されます。
(罰則:3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

ライトの早めの点灯

- ・日没の早い時間帯からライトを点灯しましょう。

仙北警察署・仙北市役所環境防災課

5月1日と2日

スマイルバスは一部経路を迂回します

時間帯 10:00~16:00

迂回のため停車しないバス停:伝承館前、川原町
運行時刻に変更ありませんが、交通事情により遅れる場合がありますのでご了承ください。

土日祝祭日は運休日となります。

問合せ:(株)西宮家 TEL(52)2438

角館の桜まつり踊りパレードを開催

桜まつりに合わせまして、婦人会連絡協議会による踊りパレードを、桧木内川河川敷にて開催いたします。

今年は仙北市へ合併したことによって、田沢湖地域婦人連絡協議会の正調生保内節と、西木地域婦人連絡協議会のニュー西木音頭も加わり、ますます華やかな催しになります。飛び入りの参加もお待ちしておりますので、皆様お誘いあわせのうえ、是非ともご覧下さい。

開催日:4月29日(日) 10:15~

開催場所:桧木内川河川敷(雨天時・伝承館)

問合せ:角館音頭踊ろう会

代表 雲雀リヨ子 TEL(55)2813

市内求人情報

求人 職種 年齢 賃金(パートタイム求人の場合は、時間給です) 必要な免許・資格

藤井農園 05041-348771 収穫、出荷作業員(常雇パート労働者) 50以下 610 普通自動車免許一種 有限会社 大安閣 05041-351071 フロント(常雇パート労働者) 20~30 650~800 普通自動車免許一種 有限会社 大安閣 05041-352371 洗い物(8時~)(常雇パート労働者) 不問 650 不問 有限会社 大安閣 05041-353671 洗い物(18時~)(常雇パート労働者) 不問 650 不問 (有) 県南看護婦家政婦紹介所 05041-354571 介護員(常雇パート労働者) 不問 650~750 普通自動車免許一種 ジェイアール東日本レンタリース株式会社 秋田支店田沢湖 05041-356771 レンタカー業務(常雇パート労働者) 18~45 700 普通自動車免許一種 有限会社 ゆかり堂製菓 05041-365871 菓子製造工(常雇正社員) 18~45 138,000~150,000 不問 有限会社 白浜館(花心亭しらはま) 05041-402771 接客サービス係(かたくりの花)(常雇正社員) 18~45 136,000~185,000 普通自動車免許一種 有限会社 角館こだわり蔵 05041-404271 販売員(臨時4ヶ月未満)(パート労働者) 20~50 700 不問 (有)武家屋敷の茶屋 05041-406171 食堂及び土産品販売(日雇パート労働者) 不問 820 不問 有限会社 大安閣 05041-407071 調理人(臨時4ヶ月未満)(パート労働者) 不問 1,000 普通自動車免許一種 仙北市役所 05041-410771 介護員(臨時4ヶ月以上)(パート労働者) 不問 800 介護福祉士(ホームヘルパー2級)

平成19年3月30日~4月5日の間にハローワーク角館に申込みのあった、就業場所が仙北市内の求人情報です。なお、既に決定している場合がありますので、詳しい情報については、ハローワーク角館にお問い合わせください。

問合せ:ハローワーク角館 TEL(54)2434

求人への応募には、ハローワークが発行する紹介状が必要です。

(担当) 仙北市商工課 TEL(43)3351

秋田県大仙保健所からのお知らせ
観桜会期間中に仮設の食品営業を計画している皆様へ

平成18年の角館観桜会で、仮設飲食店が調理・販売した「みそ付けたんぼ」が原因で、細菌性食中毒が発生しました。この仮設飲食店は、保健所への手続きを行わず、仙北市観光課が管理する出店会場以外の場所で独自に開設し営業しておりました。

大仙保健所では、仮設店舗営業による食品の事故を防止するため、許可や届出を受けることによって、営業者の方々に食品の取扱い方法の指導などを行っております。

観桜会に来ていただく県内外のお客様はもちろん、食品営業者の方々にとっても不愉快な思い出とならないよう、食品の安全・安心確保の取組には関係者の皆様の協力が必要です。

Q1 仮設店舗を開設するためにはどんな手続きが必要ですか。

期間を通じて調理・販売等を行う場合は、「許可」または「届出」が必要です。

- ・焼きそば、焼き鳥など(一品又は複数品)を調理し提供する場合………**許可が必要**
- ・わた菓子、じゃがバターなどを提供する場合……………**届出が必要**
- ・生の肉や魚、牛乳などを販売する場合……………**許可が必要**

「許可」または「届出」のためには、定められた食品取扱施設(仮設店舗)、従事する人の健康状態の確認(検便結果で異常がないこと)が必要です。

Q2 仮設店舗にはどんな構造や設備が必要ですか。

破損しにくい材質のもので、屋根と床、三方の壁を囲ってください。使用水や排水設備、電気やガス、原材料等食品保管のための冷蔵設備、調理器具のほか、手指消毒液、使い捨ての器やゴミ箱など、衛生確保に必要な物品を備えていただきます。

施設は、常に不衛生にならないよう、周囲に迷惑のかからないよう管理が必要です。

Q3 許可や届出のための手続きの方法は。

営業を始めようとする1週間前には大仙保健所での手続きが必要です。

「許可」の場合:許可申請 施設の設置 現地調査 許可証交付 営業開始(許可証掲示)

「届出」の場合:届出 施設の設置 営業開始(届出書写掲示)

許可施設の場合は、保健所による事前の店舗(構造、設備が申請どおりか)の調査が必要。

Q4 許可申請や届出のために必要な書類などは。

許可申請や届出に必要な用紙類は大仙保健所にあります。営業される方が手続きしてください。

施設の平面図、設置場所の見取り図(地図)、検便成績書 が必要です。許可に該当する営業の場合は申請手数料が必要です(飲食店営業 16,000円など)。

検便の実施(容器受理、便採取、検査機関への検体送付と成績書郵送)には約2週間必要。手続きが遅れないよう早めに対応してください。

Q5 手続き等に関する問い合わせ先は。

「いつ、どこで、誰が、どんな食品を、どんな方法で提供するか」を計画し、早めに大仙保健所に相談してください。

お問い合わせ 大仙保健所食品衛生班 TEL0187(63)3683

【観桜会期間中、手続きなしで営業している場合や、
食品の不適切な取り扱いなどがあれば、原則、営業差し止めとなります】